

文教大学大学院私費外国人留学生に対する奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学大学院に学ぶ私費外国人留学生の研修活動を助成し、友好関係を深め、もって留学目的の達成に寄与するために、奨学金を支給することを目的とする。

(定義)

第2条 大学院私費外国人留学生とは、外国籍を持ち、かつ大学院学則第21条第2項による正規の学生をいう。ただし、国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く。

(奨学金)

第3条 奨学金は、大学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充てる。

(選考)

第4条 奨学生の選考は、留学生委員会が行う。

2 留学生委員会は、大学院私費外国人留学生のうち、人物、学業ともに優秀で奨学金の給付を適当と認められる者を奨学生の候補者として選考のうえ、各研究科教授会に報告し、承認を得なければならない。

(学長への報告)

第5条 留学生委員長は、研究科教授会の議を経た奨学生の候補者に関する選考の経緯について、学長に報告しなければならない。

(種類及び運用)

第6条 奨学金は給付とし、支給額は次のとおりとする。

- (1) 当該年度の予算内とし、留学生委員会が決定する。
- (2) 当該年度授業料の一部とする。ただし、授業料の3割を減免される場合には、その金額との合計金額が授業料の金額を超えないものとする。
- (3) 前項(1)および(2)にかかわらず、外国の大学又は団体との協定により金額の定めのあるときは、その取り決め額の範囲とする。

(取り扱い機関)

第7条 大学院私費外国人留学生の奨学金に関する事務取り扱いは、大学事務局学事部とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成12年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行する。